熊本県最低賃金

年齢に関係なく、パートや 学生アルバイトなどを含め、 すべての労働者に適用されます。



特定(産業別)最低賃金 令和4年12月15日から

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業

時間額 896円

自動車·同附属品製造業、 船舶製造·修理業,舶用 機関製造業

時間額 931 円

百貨店,総合スーパー

時間額 855円

最低賃金の引き上げに向けた支援をご存じですか?

●<u>ワン・ストップ&無料相談</u>

熊本働き方改革推進支援センター

美 務 改 善助 成 金 熊本労働局 雇用環境·均等室

TEL.0120-041-124 TEL.096-352-3865

〈最低賃金に関するお問い合わせは〉

熊本労働局労働基準部賃金室 TEL.096-355-3202

各労働基準監督署

●熊 本 TEL.096-362-7100 ●八 代 TEL.0965-32-3151

●玉 名 TEL.0968-73-4411 ●人 吉 TEL.0966-22-5151

FAX.096-353-6621 ●天 草 TEL.0969-23-2266

●菊 池 TEL.0968-25-3136

🤁 厚生労働省

最低賃金に関する特設サイト

https://www.saiteichingin.info/

https://www.mhlw.go.jp/

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も。



熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

熊本県地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(時間額)	効 力 発 生 日	適用範囲
熊本県最低賃金	853 _⊢	令和4年10月1日	熊本県内のすべての労働者 に適用されます。

熊本県特定(産業別)最低賃金

産 業	最低賃金額(時間額)	効 力	発	生	日	適用除外等		
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	896 _H	令和4年	E12	月1	5日	次に掲げる者を除きます。 〇18 歳未満又は 65 歳以上の者 〇雇入れ後 6 月未満の者であって、 技能習得中のもの(※) 〇清掃又は片付けの業務に主として 従事する者 〇「電子部品・デバイス・電子回路、電 気機械器具、情報通信機械器具製		
自動車·同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業	931 _⊞	令和4年	E12	月1	5日	造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者		
百貨店, 総合スーパー	855 _∄	令和4年	E12	月1	5日	(※)外国人技能実習生は、この「技能習得中のもの」には該当しないため、特定(産業別) 最低賃金適用の対象になります。		

- 注1 最低賃金は、常用・臨時・パート・学生アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 注2 最低賃金には次の賃金は含まれません。
 - ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③時間外割増賃金など ④休日割増賃金など ⑤深夜割増賃金など ⑥精皆勤手当、通勤手当および 家族手当
- 注3 特定(産業別)最低賃金の産業の名称は、日本標準産業分類によるものです。
- 注4 「百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって、従業者が常時50人以上のものをいいます。